



4 領収書は必ず受け取り、大事に保管

領収書は通院のたびに受け取り、ひとつのファイルにまとめておくなどして必ず保管しましょう。後日、健保組合から施術内容などについてお問い合わせすることがありますので、その際に必要となります。

5 症状が改善しない場合は一度病院へ

長期にわたって整骨院などにかかっても症状が改善しない場合、医師の治療が必要な傷病かもしれません。重症化を防ぐためにも、3カ月以上長引く症状は一度病院を受診することをおすすめします。



どういうとき、整骨院で健康保険が使えるの?

使えるケース

- 休日に買い物中、足をひねった → 負傷原因が明らかなケガのため使えます
- 草野球中に脱臼し、応急手当の必要があった → 骨折や脱臼は、応急手当の場合は医師の同意がなくても使えます
※応急手当以外の場合は医師の同意が必要

使えないケース

- スマホを使っていて肩こりになった → 日常的に起こる肩こりや筋肉疲労には使えません
- リウマチの痛みを緩和させたい → 神経痛・リウマチ・五十肩などによる痛みには使えません
- 数年前に痛めたひざがまた痛み出した → 過去のけがや交通事故の後遺症には使えません
- 病院で治療中のケガを早く治したい → 病院で治療中のケガには使えません
- 職場から帰宅中に駅の階段で足をねんざした → 通勤や業務中のけがは労災保険の対象となり使えません

整骨院などでは、まず負傷原因を正確に伝えて健康保険が使えるかを確認してくださいね!



お願い



健保組合から、施術内容などを照会することがありますのでご協力ください

みなさんが実際に受けた施術内容と請求内容が一致しているかどうか、電話や文書等で確認させていただく場合があります。保険料が有効に使われるためにも、ご理解とご協力をお願いします。

● 委託先 (株)大正オーディット